

実施方針

維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ① 中長期的な視点から、維持管理と保全にかかる経費の縮減・平準化を図ります。
- ② 事後保全ではなく、予防保全の維持管理を取り入れます。
- ③ 老朽化状態・施設機能より、優先的に更新・改修する施設を定めることとします。
- ④ 広域的な視点から、施設の更新・改修する時期を検討します。
- ⑤ 施設の併設化・複合化を図ります。

長寿命化の実施方針

長寿命化にあたっては、施設の重要性や点検・診断等を踏まえて、施設機能の更新優先度や維持管理方針を検討するなど、効率性や実施効果が最大となるように努めます。

- ▶ **公共施設は新設から40年で大規模改修工事を実施し、目標耐用年数を80年とします。**
- ▶ **インフラ・プラントについては、各施設の個別施設計画により長寿命化の方針を定めます。**

統合や廃止の推進方針

公共施設

将来的な人口の動向や少子高齢化などの社会情勢の変化等を踏まえ、**施設の必要性を検討**します。必要でない判断された施設については、他の用途施設として利活用できるかを検討して有効活用を図るものとし、他に利活用できない場合には廃止することとします。

引き続き必要と判断された施設についても、更新の際には周辺施設や同種施設等との統合や、**他施設と併設化・複合化すること**を検討します。

インフラ プラント

社会生活を支える基盤施設のため、**原則として廃止や統合は行いません**が、人口減少や社会環境の変化により、需要が著しく低下した施設については、積極的に統廃合を検討することとします。

西尾市公共施設等総合管理計画

(改訂版)

[概要版]

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

現状や課題に対する基本認識や公共施設等の管理に関する基本的な方針について、施設類型ごとに定めます。

西尾市公共施設等総合管理計画(改訂版)

- 発行：西尾市
- 編集：資産経営局 資産経営課



令和 4年3月 改訂
平成 29年3月 策定

西尾市

1. 計画改訂の趣旨

計画策定の背景

人口減少や少子高齢化に伴う税収の減少が懸念される中、**計画的に効率的かつ効果的な公共施設等の整備・更新や維持管理**を行い、安心・安全な施設とするとともに、**施設の統廃合や長寿命化等**を進めることにより、次世代の負担を軽減し、公共施設等を適切に引き継ぐため、平成29年3月に「西尾市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）」を策定しました。

計画改訂の目的

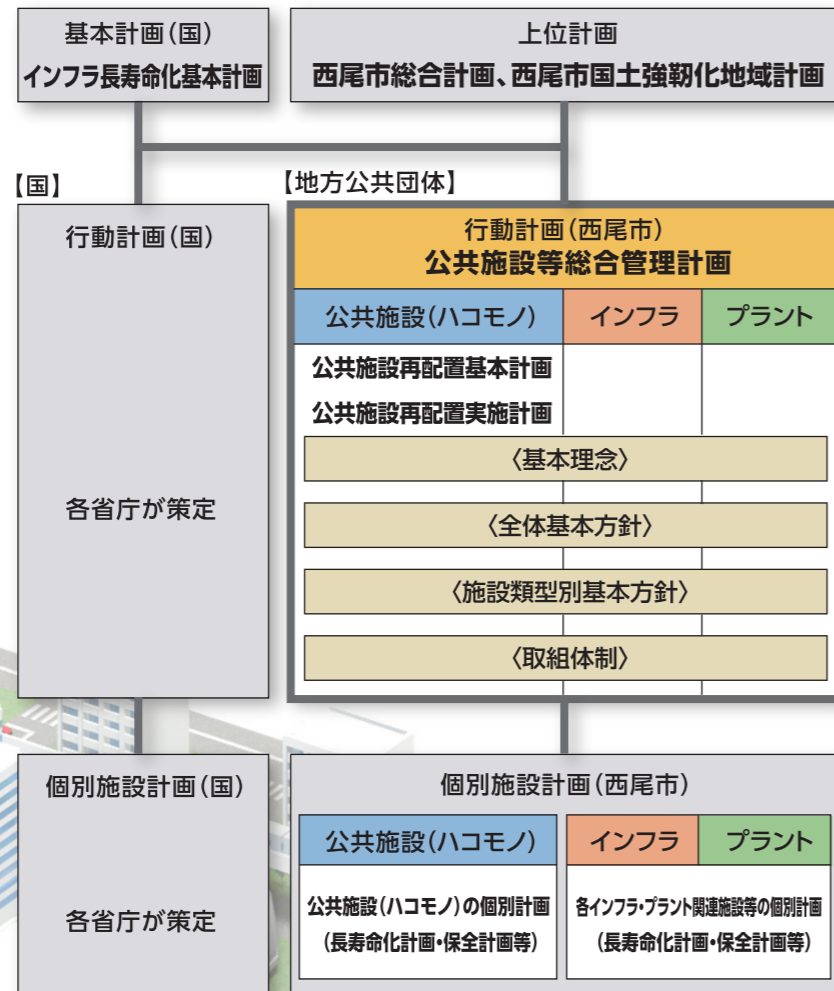
今回の計画改訂は、平成30年2月に総務省が作成した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」などの**公共施設等の適正管理の推進に係る国からの通知**や、「西尾市公共施設長寿命化計画」などの**個別施設ごとの長寿命化計画の内容**を踏まえ、総合管理計画についてライフサイクルコスト(LCC)試算の精緻化を図り、充実させていくことを目的に行うものです。

2. 計画の位置づけ

総合管理計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえ、公共施設の維持管理・更新等の方針を定めた地方版「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものです。

総務省から総合管理計画の策定を平成26年4月に要請され、その後、平成30年2月には、指針の改訂について通知が出され、**令和3年度までの改訂が要請**されました。

【図表1】 体系図



主な改訂内容

総合管理計画の改訂にあたり、策定時からこれまでににおける再配置の実施状況や「西尾市公共施設長寿命化計画」（令和3年3月）などの個別施設計画の内容を踏まえた上で、**施設類型別の管理方針の再定義**や**全庁横断的なコスト削減の方向性の再設定**を行います。

3. 対象施設と分類

総合管理計画において対象とする施設は、いわゆるハコモノと呼ばれる公共施設に加え、道路、河川・漁港、公園等のインフラ、ごみ処理施設等のプラントも対象とし、普通会計ばかりでなく、上下水道、市民病院といった企業会計で保有する施設も含めたすべての公共施設とします。

これらすべての公共施設を総称し、この総合管理計画では「公共施設等」とします。また、公共施設等を【図表2】のとおり分類します。

【図表2】 対象施設の分類

区分	大分類	小分類	主な施設
公共施設	庁舎等	本庁舎、支所、出張所	本庁舎、支所、出張所、環境事業所、水道庁舎
		消防庁舎、防災施設	消防庁舎、消防署分署、消防署出張所、消防団詰所、防災倉庫、津波避難タワー
		その他の行政系施設	コミュニティセンター、地区公民館、集会場、倉庫、渡船場
	学校教育施設	小学校、中学校、義務教育学校、看護専門学校	小学校、中学校、義務教育学校、看護専門学校
		幼稚園	幼稚園
		給食施設	学校給食センター
	生涯学習施設	社会教育関連施設	図書館、ふれあいセンター、公民館、地域交流センター
		文化施設	文化会館、勤労会館、資料館、文化広場、文化財収納施設、古墳公園、歴史公園
		スポーツ・レクリエーション施設	体育館、弓道場
	福祉施設	児童福祉施設、子育て支援施設	保育園、児童館、こどもひろば、地域子育て支援センター、児童クラブ
		社会福祉施設、高齢者福祉施設	総合福祉センター、デイサービスセンター、高齢者交流広場
		医療保健施設	市民病院、診療所、保健センター
		火葬場	火葬場
市営住宅	市営住宅	市営住宅	
商工観光施設	商工観光施設	観光施設、道の駅	
その他公共施設	その他公共施設	自転車駐車場、市民トイレ、生ごみ処理施設、常設資源ステーション	
インフラ	道路	—	市道(道路照明灯、反射鏡、案内標識、擁壁・法面)、橋りょう、歩道橋、トンネル
	河川・漁港	—	準用河川、普通河川、漁港、海岸保全施設
	公園・緑地等	公園・緑地	都市公園、農村公園、シルバーパーク、児童遊園、ちびっ子広場、広場
		屋外スポーツ施設	グラウンド、ゲートボール場、テニスコート
	上水道	—	上水道管
	下水道(汚水)	—	下水道管(公共下水)、下水道管(集落排水)
	雨水関連施設	—	下水道管(雨水)、樋管、調整池
	その他インフラ	—	ため池、農業用排水路、飲料水兼用耐震性貯水槽、防火水槽、災害用トイレ
	プラント	上水道施設	—
下水処理施設		—	浄化センター、集落排水処理場
ごみ処理施設		—	クリーンセンター、一般廃棄物最終処分場
その他プラント		—	ポンプ場(公共下水)、ポンプ場(雨水)、排水機場
その他	土地・その他	—	施設跡地、施設建設予定地、ごみ集積場、保安林、墓地、貸地

公共施設等の現況と課題

公共施設

公共施設の施設類型ごとの保有状況は[図表3]のとおりです。総合管理計画で対象とする公共施設は、公共施設全体で322施設ありますが、ひとつの建物の中に複数の施設を有する複合施設を一施設としてみなした実質の施設数は287施設となります。

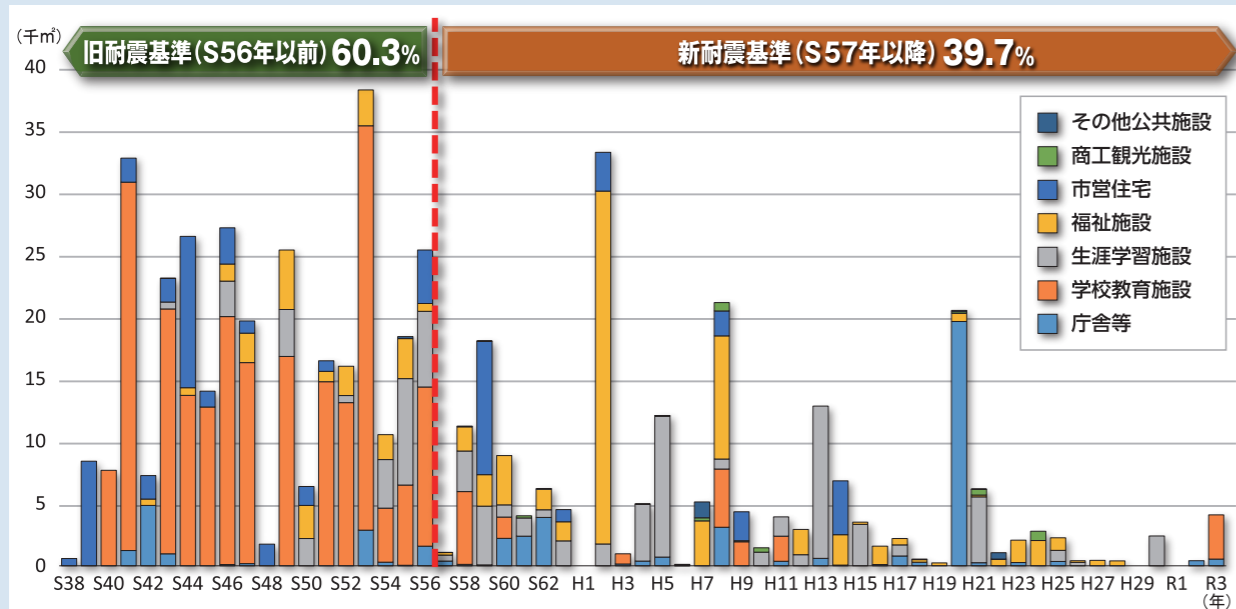


[図表3] 公共施設の保有状況

大分類	小分類	施設数	実質施設数	棟数	延床面積 (㎡)
庁舎等	本庁舎、支所、出張所	11	7	22	33,393.36
	消防庁舎、防災施設	35	35	44	10,274.98
	その他の行政系施設	14	14	20	5,452.55
学校教育施設	小学校、中学校、義務教育学校、看護専門学校	36	36	421	229,886.33
	幼稚園	3	3	12	5,647.00
	給食施設	3	3	9	5,018.65
生涯学習施設	社会教育関連施設	22	22	38	30,194.59
	文化施設	11	11	29	17,845.70
	スポーツ・レクリエーション施設	12	12	16	41,137.32
福祉施設	児童福祉施設、子育て支援施設	78	54	71	39,395.93
	社会福祉施設、高齢者福祉施設	26	19	22	15,939.60
	医療保健施設	5	5	18	35,129.91
	火葬場	2	2	12	1,681.68
市営住宅	市営住宅	28	28	184	64,141.72
商工観光施設	商工観光施設	16	16	25	2,906.77
その他公共施設	その他公共施設	20	20	22	2,353.84
合計		322	287	965	540,399.93

[図表4]は、公共施設の建築年別延床面積の推移を示します。西尾市では、昭和40年代から昭和50年代後半の時期にかけて市民ニーズの多様化に対応するように、多くの公共施設を集中的に整備してきました。このため、今後、公共施設の「高齢化」の波が一気に押し寄せ、西尾市の保有する公共施設の多くが、大規模改修や更新の必要に迫られることが予測されます。

[図表4] 公共施設の建築年別延床面積



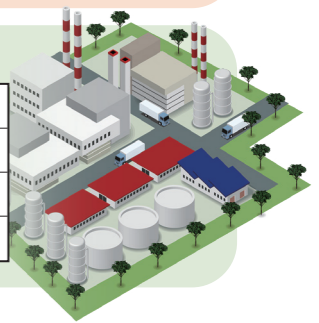
インフラ



インフラの施設類型ごとの保有状況は以下のとおりです。

道路	(市道)6,635路線、延長2,013,778m、面積9,991,366㎡ (橋りょう)1,200橋、橋長7,721m (歩道橋)5橋、橋長156.23m (トンネル)4箇所、延長1,434m
河川・漁港	(準用河川)12河川、延長10,951m (普通河川)24河川、延長17,970m (漁港)6漁港 (海岸保全施設)6地区海岸
公園・緑地等	(都市公園・緑地)64箇所、面積857,600㎡ (農村公園)2箇所、面積8,020㎡ (シルバーパーク)1箇所、面積2,018㎡ (児童遊園)48箇所、面積33,949㎡ (ちびっ子広場)68箇所、面積28,684㎡ (広場)19箇所、面積27,825㎡ (屋外スポーツ施設)26箇所、面積303,944㎡
上水道	(上水道管)延長1,358,542m
下水道(汚水)	(下水道管 公共下水)延長867,478m (下水道管 農業集落排水)延長188,473m
雨水関連施設	(下水道管 雨水)延長39,001m (樋管)25箇所 (調整池)20箇所、容量141,064㎡
その他インフラ	(ため池)70箇所、貯水量755.4千トン (飲料水兼用耐震性貯水槽)10箇所、容量960㎡ (防火水槽)375基 (災害用トイレ)10箇所、貯留量551.3㎡

プラント



プラントの施設類型ごとの保有状況は以下のとおりです。

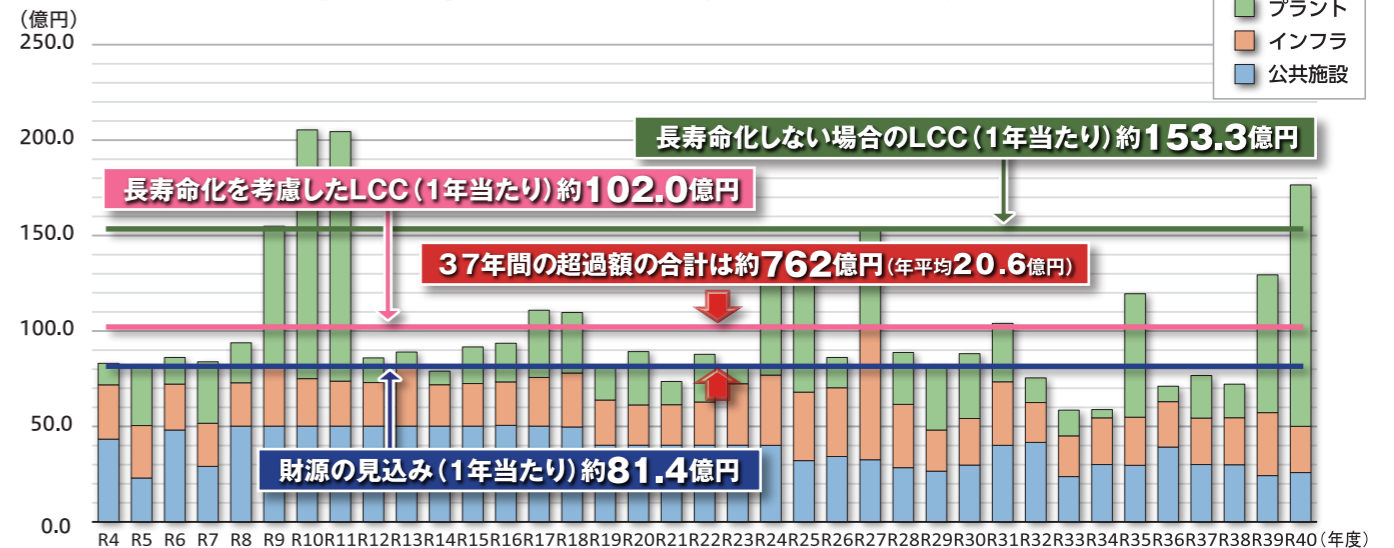
上水道施設	配水場4箇所、送水場3箇所、ポンプ場9箇所、その他3箇所
下水処理施設	浄化センター1箇所、集落排水処理場20箇所、その他2箇所
ごみ処理施設	クリーンセンター1箇所、一般廃棄物処分場6箇所
その他プラント	ポンプ場(公共下水)1箇所、ポンプ場(雨水)3箇所、排水機場77箇所

公共施設等にかかるLCCと充当可能な財源の見込み

このまま公共施設等を全て保有し続け、長寿命化を実施せずに法定耐用年数で更新した場合のLCCを試算すると、今後37年間で約5,674億円(約153.3億円/年)となります。また、長寿命化を考慮した場合のLCCを試算すると、今後37年間で約3,772億円(約102.0億円/年)となります。

個別施設計画に基づき、**計画的に改修及び更新を実施することで、LCCを削減することが可能**となりますが、充当可能な財源の見込み額(約81.4億円/年)と比較すると**財源不足**となるため、**保有量の総量縮減が必要**です。さらに、年度によって改修費用等に偏りが見られるため、その**平準化が不可欠**です。

[図表5] 長寿命化を考慮した対象施設全体のLCCと充当可能な財源の見込み



1. 計画の管理方針

基本理念

- ① 3M(ムリ・ムラ・ムダ)の解消とリスクマネジメント(危機管理戦略)
- ② ハコモノに依存しない行政サービスの提供～施設重視から機能優先へ～
- ③ 市民と行政が共に考える公共施設の未来

計画期間

改訂に伴い、計画期間を「西尾市公共施設長寿命化計画」と合わせます。

- 令和3年度から令和40年度までの37年間

2. 取組体制と情報管理

取組体制

公共施設等マネジメントの一元的な管理、施設の効率的な維持管理を行うため、資産経営局が中心となり、関係部局との連携・調整、情報共有等を図り、総合管理計画の推進及び進行管理の総括を行います。

情報管理

公共施設については、毎年統一したデータ形式で情報管理を実施しています。今後も資産経営局が中心となりデータの一元化と管理を行います。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の現状と課題及び施設の改修・更新にかかる更新費用の試算結果を踏まえ、**基本理念に基づく西尾市の将来あるべき姿と長期的な方向性**を明確にするため、各課題に対応する数値目標とこれを達成するための施策を示します。

ここで、数値目標は、

- ① 品質(劣化状況)
- ② 財務(コスト状況)
- ③ 供給(利用状況)

の観点で整理します。

数値目標

再配置計画では、公共施設の課題に対する施策として「長寿命化」を挙げており、建物の劣化や損傷が進行する前に計画的な修繕を施す予防保全を行うことにより、安全性を担保するとともにLCCを削減することとしています。

総合管理計画においても同様の考え方をするものとし、以下のとおり数値目標を定めます。

公共施設の数値目標

- ① 品質目標 ▶ 予防保全による建物の長寿命化を図り、公共施設の目標耐用年数を最長80年とする。
- ② 財務目標 ▶ 37年間のLCC削減効果目標を235億円とする。
- ③ 供給目標 ▶ 37年間の保有総量の削減目標を15%(約8万2千㎡)とする。

なお、インフラ・プラントについても、基本的な考え方としては公共施設と同様ですが、施設により性質が大きく異なるため、各施設の数値目標については、各施設の長寿命化計画において定めます。

インフラ・プラントの数値目標

- 財務目標 ▶ 37年間のLCC削減効果目標を1,666億円とする。

基本方針

公共施設の管理に関する基本方針

- ① 人口減少に伴って、機能を維持する方策を講じながら、**公共施設の保有総量を段階的に圧縮**するため、原則として、新たな公共施設は建設しない。
ただし、政策上、新たな公共施設の建設を計画した場合、既存施設の廃止を進めることで、**施設の保有総量の抑制を図る**ものとする。
- ② 現有の公共施設が更新(建替)時期を迎える場合、機能の優先順位に基づき施設維持の可否を決め、優先度の低い施設は原則として、すべて統廃合を検討する。
- ③ 公共施設(ハコモノ)のマネジメントを一元化して、**市民と共に公共施設再配置を推進**する。

インフラ・プラントの管理に関する基本方針

- ① 施設の**適切な維持管理**等を推進し、**長寿命化**を図ることで、LCCの縮減と平準化に取り組む。
- ② 計画的に**老朽化対策や耐震化**等を行うことで、将来にわたる安全・安心なサービスの提供と施設の安全性確保に取り組む。
- ③ 人口構造や住民ニーズの変化に対応し、サービス水準の維持を前提とした**施設機能の適正化**に取り組む。